

男鹿市告示第25号

男鹿市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和5年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市健康ポイント事業実施要綱（平成30年男鹿市告示第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者) 第3条 この事業の対象者は、<u>次条第1号に規定する対象活動については、市内に住所を有する19歳以上の者（当該年度中に19歳に達する者を含む。）とし、同条第2号に規定する活動及び同条第3号に規定する事業については、市内に住所を有する者とする。</u></p>	<p>(対象者) 第3条 この事業の対象者は、<u>市内に住所を有する19歳以上の者（当該年度中に19歳に達する者を含む。）とする。</u></p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。